

統計法(平成19年5月23日法律第53号)(抄)

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(2) ビジネスレジスターの構築・利活用

ア 現状・課題等

ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する目的も有している。

正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。ビジネスレジスターが提供する母集団情報は、経済センサスの名簿情報となることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するため、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備・更新する必要がある。

また、ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。

イ 取組の方向性

母集団情報の的確な整備のため、経済センサス 活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス 基礎調査を実施する。また、登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度向上を図る。さらに、行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討する。

一方、ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報との結合による活用に関しては、E D I N E T 情報や産業財産権の企業出願人の情報等をビジネスレジスターに取り込むことについて検討する。なお、貿易に関する情報についても、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

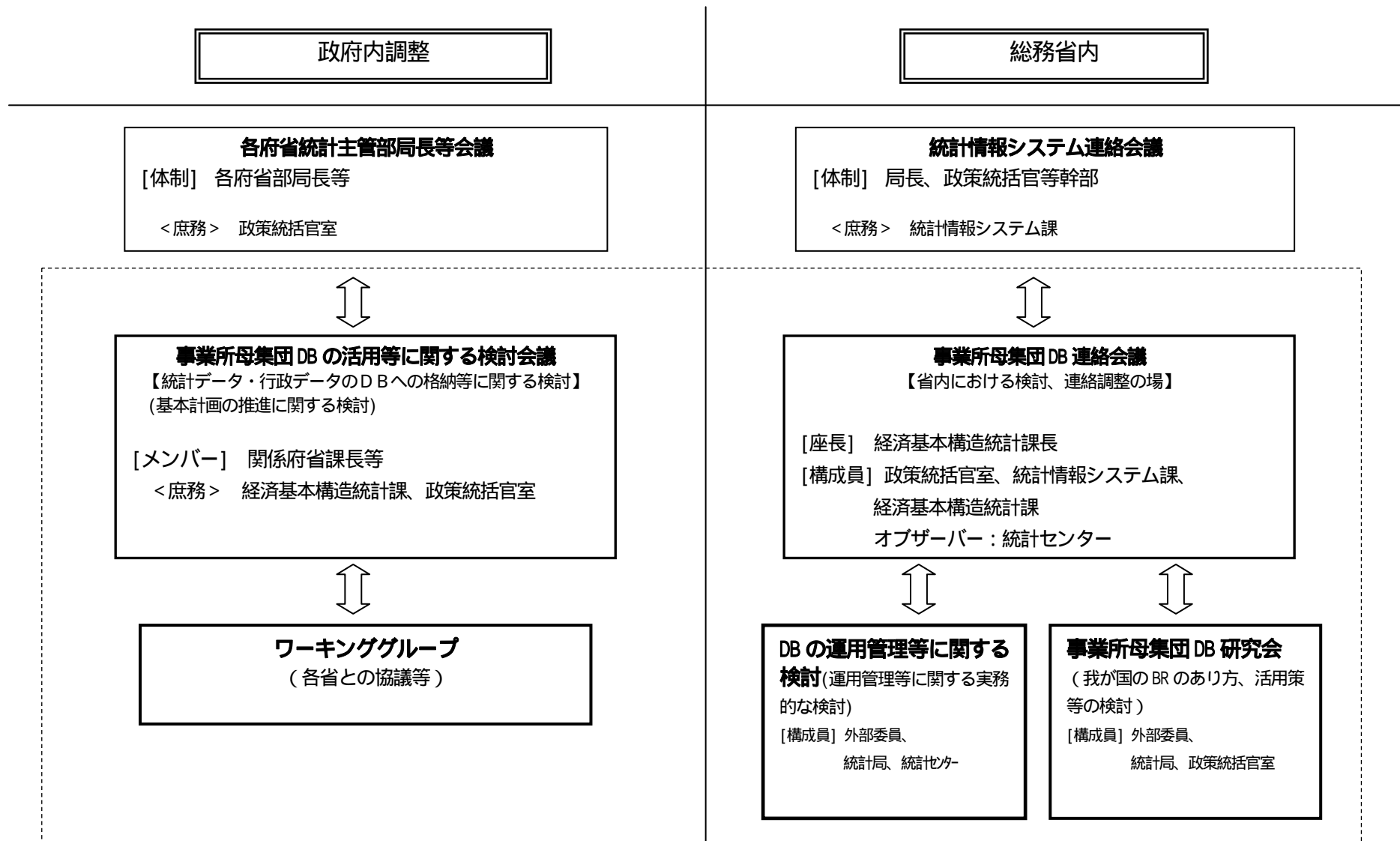
項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
(2)ビジネスレジスタの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。
	法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成21年度から実施する。
	厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスタの充実と拡張	工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスタの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
	EDINET情報をビジネスレジスタに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスタの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成21年度から検討する。
	特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスタに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。
	平成 27 年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成 24 年度までに結論を得る。

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	経済センサス - 活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定。平成 20 年 3 月 19 日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成 23 年度の経済センサス - 活動調査における活用を 21 年度から検討する。
エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成 23 年度末を目途に結論を得る。

事業所母集団データベース検討体制（イメージ）



上記の他、事業所母集団DBの運用に関する事務取扱要領の改正等は統括官室において実施

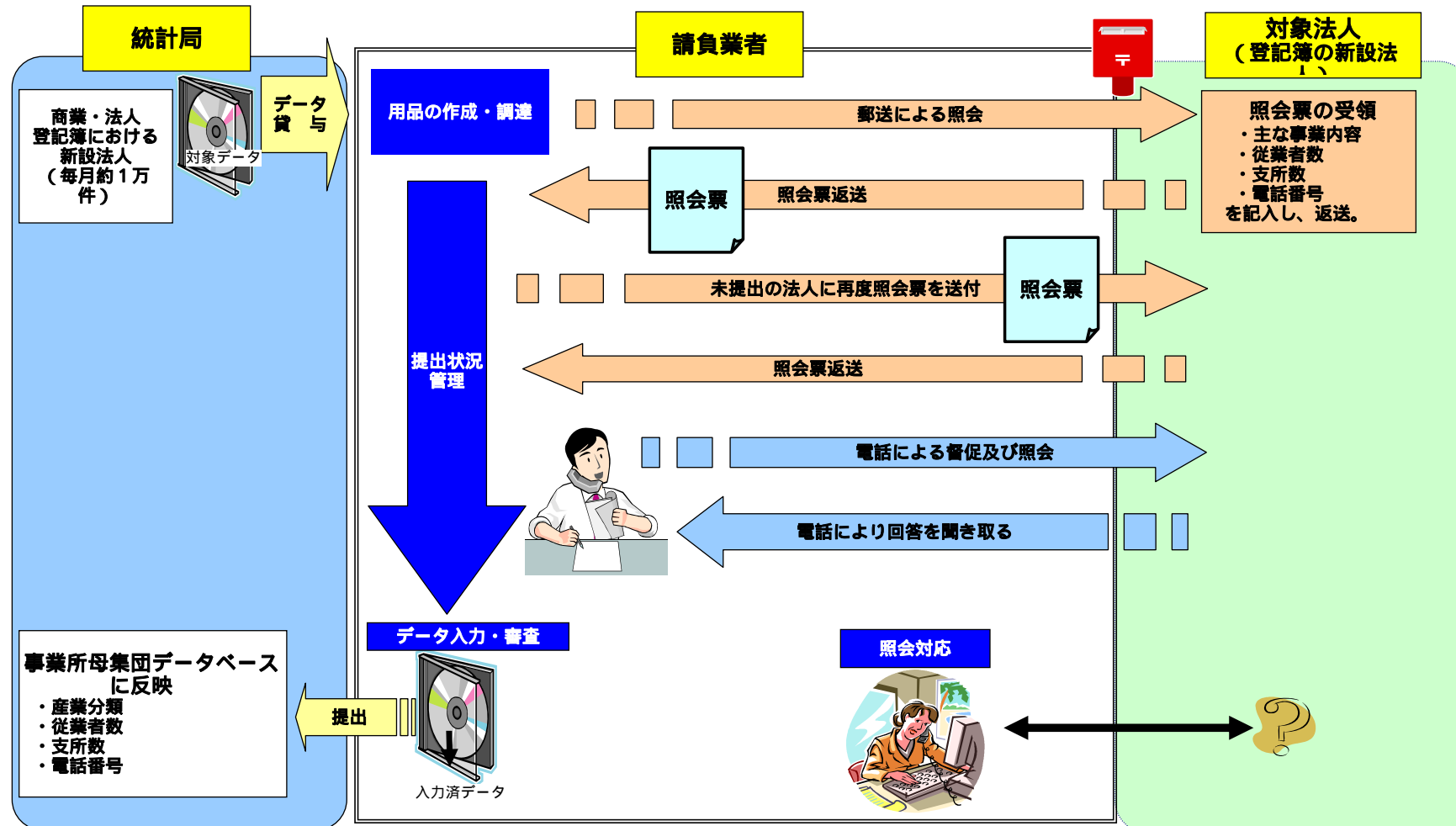
事業所母集団データベース整備に係る照会業務

～ 登記簿の新設法人に対する産業分類・従業者数等の確認業務～

統計局では、毎月、商業・法人登記簿から法人の設立・廃止・変更の情報を入手し、事業所母集団データベースに反映している。ただし、商業・法人登記簿では、法人の商号・所在地・資本金額は把握できるが、産業分類や従業者数は不明。

新設法人に対して、民間請負業者が郵便により、主な事業の内容・従業者数・支所数・電話番号等を確認。郵便による未回収法人に対しては、電話番号を調べ、電話による確認を行う。確認した内容はデータベースに反映する。

実施は原則、四半期サイクル。第1回目は、経済センサス基礎調査後の21年7～9月分に対する確認を、21年11月から実施。



事業所母集団DBの運用方法の見直しについて

- 1 重複是正の実施率を改善するため、平成 22 年度より以下の対応を実施
 - (1) 重複是正及び被調査履歴登録の実施状況の把握、法施行状況報告に併せた実施状況の公表及び統計委員会への報告
 - (2) 「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」(平成 20 年 12 月 18 日政策統括官決定)の改正(重複是正の実施状況を審査の視点に追加)及びこれによる承認審査の厳格化
 - (3) 「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領」(平成 21 年 4 月 1 日総務省統計局長・政策統括官(統計基準担当)決定)の改正(重複是正措置報告・調査対象名簿等の提出期限の設定)などによる各府省が行う手続きの明確化及び各府省からの報告の厳格化
 - (4) 重複是正の実施に係る関係課長申合せの実施

- 2 (3)「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領」の改正のポイントは次のとおり
 - ・ 重複是正及び調査履歴登録(以下「各処理」という。)の実施期限を明記
 - ・ 統計調査の承認審査時に、過去における各処理の実施状況及び審査案件分についての実施予定時期を確認することを明記
 - ・ 総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室は国の行政機関の協力を得て、毎年度末までに次年度に実施する事業所・企業を対象とした統計調査及び重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧を作成することを明記
 - ・ 各府省が、母集団情報提供時に各処理の実施予定時期、重複是正実施時に調査履歴登録の実施予定時期を提出することを明記

- 3 今回の改正は、重複是正の適正な運用のための措置について改正するものであるが、その後、統計法第 27 条(母集団情報整備)に基づく統計調査結果データの登録に関する記述や、より分かり易い事務取扱要領とするための全体の構成等に関する技術的な見直しを予定